様式第18（第24条）

福岡県
工
'-6.04.01
第　号

電気工事業開始届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事　殿

〒 812 － 8577

福岡市博多区東公園7-7

住　所

〔TEL（ 092 ）－ 643 － 3439 〕
〔FAX（ ）－ － 〕

氏名又は名称　〇〇電気工事（株）

法人にあっては代表者の氏名　代表取締役　福岡　太郎　印鑑不要

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

R6.3.10　福岡県知事許可（般-6）第000000号

2　電気工事業を開始した年月日

法人化した日

R6.4.1

3　営業所等

↓「空白」の有無、「・」の位置、などを確認

営業所の名称	〇〇電気工事（株）
所在の場所	福岡市東区箱崎　〇ー〇
電気工事の種類	「一般用電気工作物等」または 「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」
主任電気工事士等の氏名	工業　次郎
電気工事士免状の種類及び交付番号	第 1 種電気工事士免状 交付番号（ 福岡　県　第 〇〇〇〇〇 号）

（備考）
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は、記載しないこと。
3　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
4　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第１９条第２項に該当する場合にあっては※印を付すること。
5　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

※　申請者が個人の場合には、住所及び氏名は住民票のとおり記載すること。（営業所の所在地及び名称と混同しないこと。）
　また、法人の場合には、法人登記簿のとおり記載すること。

日中連絡の取れる連絡先
090 － XXXX － XXXX

↑確認などで、後から連絡する場合があるので必ず記入すること

みなし電気工事業の廃止

様式第20（第25条）

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事　殿

住　所 福岡市博多区東公園7-7
〔TEL（ 092 ）－ 643 － 3439 〕

氏名又は名称 〇〇電気

法人にあっては代表者の氏名 福岡　太郎　印鑑不要

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

R6.4.1　福岡県知事許可（般-6）第000000号

2　電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項の規定による電気工事業開始届出の年月日及び届出番号

R3.4.1　福岡県第000000号　←みなしの受理通知書番号

3　事業を廃止した年月日

令和 6年 3月 15日

4　事業を廃止した理由

法人化のため

（備考）
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】施行規則２－２－１

（法人）

誓　　約　　書

令和　6 年 4 月　1 日

提出日

福岡県知事　殿

自著の必要はないが、
申請者が誓約すること

住所　福岡市博多区東公園7-7

登録申請者　名称　〇〇電気工事（株）

代表者氏名　福岡　太郎　　押印不要

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約いたします。

法6条　（登録の拒否）
以下に該当するものは、登録を拒否しなければならない
・電気工事士法、電気用品安全法違反から2年を経過していない
・登録の取り消し処分から2年を経過していない
・登録の取り消し処分の時役員で、2年を経過していない
・
・
・
等。詳しくは法文を参照